

# 行政評価の概要

## 1 行政評価とは

行政評価は、行政の透明性を高め、効率的・効果的な市政の実現を目指すとともに、市政の内容を市民の皆様にはわかりやすく説明するための手法の1つです。

和歌山市では、平成14年度に制度を導入し、平成15年度から有識者等による外部評価を導入しました。

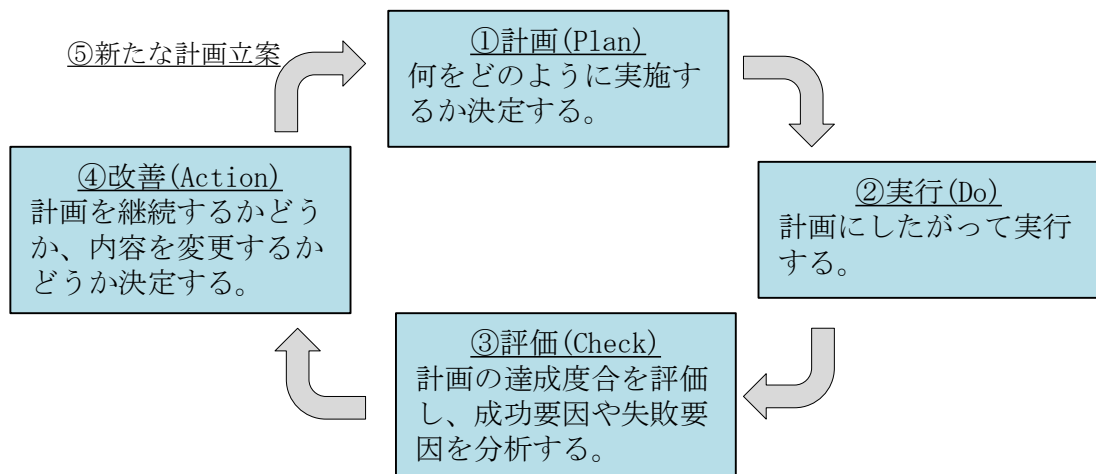
なお、平成27年度までは、施策を実現するための具体的な手段である事務事業を対象とした「事務事業評価」のみ実施していましたが、平成28年度に事務事業の上位体系である施策を対象とした「施策評価」を試行導入し、平成29年度からは、事務事業評価と施策評価の2段階で実施しています。

## 2 行政評価の目的

- 1 成果や必要性を考慮し、効率的・効果的な行政運営の推進
- 2 事業の「見直し」、「改善」
- 3 市民ニーズや社会情勢の変化に対応した行政サービスの実現
- 4 コスト意識の醸成等、職員の意識改革
- 5 市政の透明化、市民の皆様への説明責任

## 3 行政評価の基本的な考え方

行政が実施する活動を下図のようなマネジメントサイクル(PLAN-DO-CHECK-ACTION)を利用し、事業実施による活動内容と成果、取り巻く社会情勢などを総合的に踏まえて評価を行い、その結果を今後の施策や事業の改善に反映させ、よりよい行政サービスを行っていかうとするものです。



## 4 事務事業評価

『コスト投入の方向性』と『事業内容の方向性』の2つの視点で判断し、以下の7つの区分に基づいて評価を実施しています。

事業内容の方向性	充実		(4)	(2)	(1)
	現状維持		(3)	(5)	
	縮小		(6)		
	廃止	(7)			
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入方向性					

- (1) 拡大 コストを増やしてでも、事業の内容や進め方を見直し、成果を向上させる必要がある事業
- (2) 生産性向上 コストを増やすことなく、事業の内容や進め方を見直し、成果を向上させる必要がある事業
- (3) 効率性向上 事業の内容や進め方を見直し、成果を下げることなく、コストを縮小させる必要がある事業
- (4) 協働化 コストを縮小させるとともに、事業の実施主体、内容、進め方を見直し、成果を向上させる必要がある事業
- (5) 現状維持 計画どおりに進めることが適当である事業
- (6) 縮小 事業の規模、実施主体、内容、進め方を見直し、事業を縮小させる必要がある事業
- (7) 廃止 事業の抜本的見直し、廃止の検討が必要な事業

## 5 施策評価

市民満足度の状況やまちづくり指標の達成状況等から施策の進捗状況を判断し、以下の4つの区分に基づいて評価を実施しています。

- A 順調に進んでいる
- B 進んでいるが改善が必要
- C あまり進んでいない
- D 進んでいない

## 6 第5次和歌山市長期総合計画との関係

平成29年度からスタートした「第5次和歌山市長期総合計画」では、和歌山市のめざす将来都市像を「きらり 輝く 元気和歌山市」と定め、その実現に向けて4つの分野別目標と26の政策の下に施策を展開しています。

市の行政活動は、「目標—政策—施策—事務事業」の4層構造に体系化されます。本市では、このうち最も基本的な単位である事務事業とその上位体系である施策の評価を行っています。

